

竹富町

Taketomi Town

おくやみ ハンドブック

ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

竹富町では、ご家族の皆様が届出などをしなければならない、役場を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めて頂けるようハンドブックを作成いたしました。
このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

竹富町役場 ☎ 0980-82-6191

事前準備について

竹富町役場にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1

持ち物の確認



次ページの「来庁時の持ち物について」を
ご確認ください。



STEP 2

委任状について



相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。
相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

STEP 3

各種手続きチェックリスト



該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続き
ページをご覧ください。

STEP 4

ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、竹富町役場へお越しください。

ウェブやスマホで、簡単な質問に答えるだけで町役場で必要な手続きが確認できる「全国自治体おくやみ手続きナビ」も活用ください。

<https://www.okuyaminavi.net/municipalities/47381>



来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類**（下記「本人確認書類について」参照）
- 認印**（※相続人代表及び喪主）
- 預貯金通帳、銀行届出印**（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

- 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳及び年金証書）**
- 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証またはマイナ保険証・資格確認書**
 - ※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証
 - ※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）
 - ※加入者が亡くなられると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。
 - ・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状など）
- 介護保険被保険者証**
- 医療福祉費受給者証（マル福）**
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証**

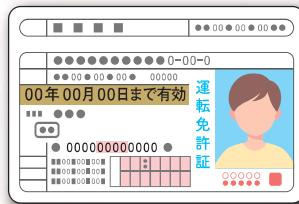
本人確認書類について

- 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）**

運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書

- 2点で本人確認できる書類**

健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証、沖縄県離島割引運賃カード・医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など



※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。

身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨 	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (44 ページ参照) 	
4ヶ月以内		<ul style="list-style-type: none"> ○遺言調査・遺言書の検認 ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認 	(47 ページ参照)
10ヶ月以内			<ul style="list-style-type: none"> ○所得税の準確定申告 (48 ページ参照)
1年以内	<ul style="list-style-type: none"> ○一周忌 	<ul style="list-style-type: none"> ○遺産分割協議 (47 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など 	<ul style="list-style-type: none"> ○相続税の申告 (48 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請

竹富町で必要な手続きについては7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
住民登録	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード・個人番号通知カードを持っていた	P.7
	<input type="checkbox"/>	世帯主だった	
	<input type="checkbox"/>	離島割引運賃カードを持っていた	P.8
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた	
葬祭費用	<input type="checkbox"/>	遺体安置所及び保冷剤使用料助成金の請求	P.9
年金	<input type="checkbox"/>	亡くなられた方が国民年金に加入しており、その方によって生計維持されていた子どもと配偶者がいる	P.10
	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入していた	
	<input type="checkbox"/>	国民年金を受給していた	P.11
	<input type="checkbox"/>	亡くなられた方が夫であり結婚してから10年以上たっている配偶者	
	<input type="checkbox"/>	共済年金に加入または受給していた	P.12
	<input type="checkbox"/>	障害者扶養共済制度に加入していた	
	<input type="checkbox"/>	農業者年金に加入又は受給していた	P.13
	<input type="checkbox"/>	厚生年金に加入しており、ご逝去された方が生計を維持していた	
保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険被保険者証を持っていた	P.14
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療被保険者証を持っていた	P.15
	<input type="checkbox"/>	相続人の申立	P.16
	<input type="checkbox"/>	健康保険被保険者証を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	限度額適用認定証(または限度額適用・標準負担額減額認定証)を持っていた	P.17
	<input type="checkbox"/>	特定疾病療養受療証を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	通知物の送付先を変更する必要がある	

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

町役場外の主な手続き

相続について

委任状

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
介護	<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証を持っていた	P.18
	<input type="checkbox"/>	介護保険の負担割合証を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	介護保険負担限度額認定証を持っていた	
子ども	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給していた	P.19
	<input type="checkbox"/>	20歳未満でひとり親家庭等医療費助成の対象児童である	
	<input type="checkbox"/>	子どもが保育園に入所している	P.20
	<input type="checkbox"/>	児童手当等を受給していた	P.20 ～ P.22
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	小児慢性特定疾病医療受給者証を受給していた	P.23
	<input type="checkbox"/>	子ども医療費受給資格証を交付していた	
福祉（障がい）	<input type="checkbox"/>	身体障がい者手帳を持っていた	P.24
	<input type="checkbox"/>	療育手帳を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	精神障がい者保健福祉手帳を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	特別障がい者手当を受給していた	P.25
	<input type="checkbox"/>	障がい児福祉手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	重度心身障がい者の医療費受給者証を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を持っていた	P.26
	<input type="checkbox"/>	障がい者扶養共済制度に加入していた	
	<input type="checkbox"/>	在宅看取り及び町内の高齢者施設でお亡くなりになった方	P.27

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
税金	<input type="checkbox"/>	普通自動車を持っていた	P.28
	<input type="checkbox"/>	軽自動車を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	原付バイクを持っていた	P.29
	<input type="checkbox"/>	126~250ccのバイク（軽二輪）を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	250cc超のバイク（小型二輪）を持っていた	P.30
	<input type="checkbox"/>	小型特殊自動車を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	資産がある	P.31
	<input type="checkbox"/>	代表として固定資産を共有していた	P.32
	<input type="checkbox"/>	住民税・固定資産税・軽自動車税が課されていた	P.33
	<input type="checkbox"/>	未登記の家屋を所有していた	
町営住宅	<input type="checkbox"/>	町営住宅の入居名義人だった	P.34
	<input type="checkbox"/>	町営住宅の同居人だった	P.35
	<input type="checkbox"/>	町営住宅に入居している親族・友人の家賃保証人であった	
上下水道	<input type="checkbox"/>	上下水道を使用していた	P.36
その他	<input type="checkbox"/>	犬を飼っていた	P.37
	<input type="checkbox"/>	猫を飼っていた	
	<input type="checkbox"/>	ふるさと応援奨学金を受給していた	P.38
	<input type="checkbox"/>	家財整理をしたい	
	<input type="checkbox"/>	竹富町観光案内人条例に基づく免許状等を有していた	P.39
	<input type="checkbox"/>	全国農業新聞を購読していた	
	<input type="checkbox"/>	農地の相続が発生した	P.40
	<input type="checkbox"/>	町有地を借りていた	

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカード・個人番号通知カードを持っていた

手続き 手続き不要

手続き詳細	期 限
所有者が亡くなられた場合、マイナンバーカード・個人番号通知カードは自動的に廃止となります。この場合返納は義務ではありません。	なし
手続き可能な人	
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> マイナンバーカード・個人番号通知カード	総務課町民係 ☎ 0980-83-2574

世帯主だった

手続き 世帯主変更届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方と同一の世帯に、15歳以上の方が2人以上いた場合のみ必要となります。	死亡から14日以内
手続き可能な人	
	同じ世帯の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの）	総務課町民係 ☎ 0980-83-2574

離島割引運賃カードを持っていた

手続き 手続き不要

手続き詳細	期 限
所有者が亡くなられた場合、離島割引運賃カードは自動的に廃止となります。この場合返納は義務ではありません。	なし
手続き可能な人	
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 離島割引運賃カード	総務課町民係 ☎ 0980-83-2574

印鑑登録をしていた

手続き 手続き不要

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし
手続き可能な人	
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑登録証（カード）	総務課町民係 ☎ 0980-83-2574

2. 葬儀費用に関する手続き

遺体安置所及び保冷剤使用料助成金の請求

手続き 葬儀費用に係る遺体安置所及び保冷剤使用料の一部助成

手続き詳細	期 限
石垣市火葬場「やすらぎの杜いしがき斎場」にて火葬する際、納棺日から火葬までの間に暴風警報発令に伴う業務停止による火葬に遅延、または船便欠航により発生した葬儀費用のうち、遺体安置所及び保冷剤（ドライアイス等）の使用料の一部を助成するものです。	死亡した日の翌日から 60 日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 竹富町葬儀費用助成金交付申請書 <input type="checkbox"/> 火葬場利用許可書（写し） <input type="checkbox"/> 火葬費用明細書（写し） <input type="checkbox"/> その他町長が必要と認める書類	ご遺族 問い合わせ先 総務課町民係 ☎ 0980-83-2574

----- MEMO -----

3. 年金に関する手続き

亡くなられた方が国民年金に加入しており、その方によって生計維持されていた子どもと配偶者がいる

手続き 遺族基礎年金の請求

手続き詳細	期 限
遺族基礎年金は、国民年金加入中の方が亡くなられた場合、その方によって生計維持されていた18歳未満の子ども（障害等級1級または2級である場合は20歳未満）を持つ配偶者や、お子さんのうち、所定の支給条件を満たす方が受け取れます。	死亡から5年以内
手続き可能な人	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類（ご遺族のものも含む） <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 死亡診断書 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 年金手帳（ご遺族のものも含む）	健康づくり課国保・年金係 ☎ 0980-82-7519

国民年金に加入していた

手続き 国民年金死亡一時金の請求

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が死亡日の前日までに3年以上国民年金被保険者であるとき、死亡当時生計を同一にしていた遺族が受け取ることができます。なお、亡くなられた方が老齢基礎年金または障害基礎年金を受け取ったことがある場合は、請求することはできません。	死亡から2年以内
手続き可能な人	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 年金手帳（ご遺族のものも含む）	健康づくり課国保・年金係 ☎ 0980-82-7519

3. 年金に関する手続き

国民年金を受給していた

手続き 未支給年金の請求

手続き詳細	期 限
年金を受給している方が亡くなられた場合、未支給年金として、その方と生計を同じくしていたご遺族の方が受け取れるように請求することができます。	死亡から5年以内
手続き可能な人	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 年金証書	健康づくり課国保・年金係  0980-82-7519

亡くなられた方が夫であり結婚してから10年以上たっている配偶者

手続き 寡婦年金の請求

手続き詳細	期 限
寡婦年金は、10年以上の期間にわたり国民年金被保険者であった夫が亡くなれたときに、10年以上継続して婚姻関係にあり、生計を維持されていた妻が60歳から65歳までの間、受け取ることができるものです。なお、夫が老齢基礎年金または障害基礎年金を受け取ったことがある場合は、請求することはできません。	死亡から5年以内
手続き可能な人	継続した婚姻期間が10年以上ある妻
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 年金手帳（ご遺族のものも含む）	健康づくり課国保・年金係  0980-82-7519

共済年金に加入または受給していた

手続き 未支給年金の請求

手続き詳細	期 限
年金を受給している方が亡くなられた場合、未支給年金として、その方と生計を同じくしていたご遺族の方が受け取れるように請求することができます。厚生年金を受給していた方は年金事務所、共済年金を受給していた方は各種共済組合へお問い合わせください。	死亡から 5 年以内
手続き可能な人	
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（ご遺族のもの）	各共済組合

障害者扶養共済制度に加入していた

手続き 障がい者扶養共済制度の年金支給請求

手続き詳細	期 限
障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めていた場合（障がい者扶養共済制度）、保護者に万一（死亡・重度障がい）のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給するための請求が行えます。	なし
手続き可能な人	
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 死亡診断書 <input type="checkbox"/> 住民票	各共済組合

3. 年金に関する手続き

農業者年金に加入又は受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出書

手続き詳細	期 限
農業者年金に加入又は受給されていた方が亡くなられた場合、死亡届を提出してください。 (手続きの場所はJA窓口となります。)	10日以内
手続き可能な人	
ご遺族	
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 農業者年金証書 <input type="checkbox"/> 請求者（届出者）の預貯金通帳 <input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）など	農業委員会 ☎ 0980-82-3116

厚生年金に加入しており、ご逝去された方が生計を維持していた

手続き 遺族厚生年金の請求

手続き詳細	期 限
遺族厚生年金は、厚生年金保険の被保険者が亡くなられた場合、一定の支給要件を満たす場合に、その方によって生計維持されていたご遺族が受けすることができます。	支給事由が生じた日の翌日から5年
手続き可能な人	
ご遺族	
必要なもの	問い合わせ先
年金事務所へご確認ください。	石垣年金事務所 ☎ 0980-82-9211

4. 保険に関する手続き

国民健康保険被保険者証を持っていた

手続き① 国民健康保険葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
加入者が亡くなられた場合に葬祭費の支給が受けられる制度です。	葬祭を行った日の翌日から 2年以内
必要なもの	手続き可能な人 葬祭執行者（喪主）
<input type="checkbox"/> 印鑑（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（ご遺族（喪主の方）のもの） <input type="checkbox"/> 会葬礼状又は葬祭領収書	問い合わせ先 健康づくり課 ☎ 0980-82-7519

手続き② 国民健康保険の資格喪失届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が国民健康保険に加入していた場合、届出が必要です。	死亡から14日以内
必要なもの	手続き可能な人 ご遺族
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 印鑑（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証	問い合わせ先 健康づくり課 ☎ 0980-82-7519

国民健康保険被保険者証を持っていた

手続き 国民健康保険の世帯主変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が世帯主で同じ世帯に国民健康保険に加入している方がいる場合は届出が必要です。	死亡から 14 日以内
必要なもの	手続き可能な人 ご遺族
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 印鑑（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証（世帯全員分）	問い合わせ先 健康づくり課 ☎ 0980-82-7519

4. 保険に関する手続き

後期高齢者医療被保険者証を持っていた

手続き① 後期高齢者医療保険証の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなった場合、役場または出張所の窓口で返却していくだけ必要があります。	なし
手続き可能な人	
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証またはマイナ保険証	福祉支援課後期高齢者医療係 ☎ 0980-83-7415

手続き② 後期高齢者医療葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
加入者が亡くなられたときは、喪主に葬祭費(20,000円)が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から2年間
手続き可能な人	
	葬祭執行者(喪主)
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> お手続きされる方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 喪主の預貯金通帳 <input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類(会葬礼状、埋火葬許可証、葬儀代の領収書など)	福祉支援課後期高齢者医療係 ☎ 0980-83-7415

相続人の申立

手続き 相続人の申立

手続き詳細	期 限
亡くなられた被保険者の後期高齢者医療保険料の更正通知や還付に関する書類・高額医療費等を受け取っていただく方を申立してください。	死亡から 14 日以内
手続き可能な人	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> お手続きされる方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> お手続きされる方の預貯金通帳など	福祉支援課後期高齢者医療係 ☎ 0980-83-7415

健康保険被保険者証を持っていた

手続き 健康保険の埋葬料の支給申請

手続き詳細	期 限
健康保険に加入している方が亡くなられた場合、ご家族の方に埋葬料が支給される制度があります。加入されている健康保険組合にご確認ください。	加入されている健康保険組合にご確認ください。
手続き可能な人	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
加入されている健康保険組合にご確認ください。	各健康保険組合

4. 保険に関する手続き

限度額適用認定証(または限度額適用・標準負担額減額認定証)を持っていた

手続き 限度額適用認定証等の返却

手続き詳細	期 限
国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者で、限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方が亡くなられた場合には、認定証を返還していただく必要があります。	死亡から14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 限度額適用認定証または限度額適用/標準負担額減額認定証	ご遺族
問い合わせ先	問合せ先
	健康づくり課・福祉支援課 ☎ 0980-83-7415

特定疾病療養受療証を持っていた

手続き 特定疾病療養受療証の返却

手続き詳細	期 限
国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者で、特定疾病療養受療証をお持ちの方が亡くなられた場合には、受療証を返還していただく必要があります。	死亡から 14 日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証	ご遺族
問い合わせ先	問合せ先
	健康づくり課・福祉支援課 ☎ 0980-83-7415

通知物の送付先を変更する必要がある

手続き 送付先変更届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に関する通知類(医療費や保険料の請求・還付など)の送付先を変更する場合、手続きが必要です。	お早めに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 本人確認書類(ご遺族のもの)	ご遺族
問い合わせ先	問合せ先
	健康づくり課・福祉支援課 ☎ 0980-83-7415

5. 介護保険に関する手続き

介護保険被保険者証を持っていた

手続き 介護保険被保険者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の介護保険被保険者証について、役場または出張所の窓口で返却していただく必要があります。	死亡から 14 日以内
手続き可能な人	どなたでも可
問い合わせ先	福祉支援課 ☎ 0980-83-7415
必要なもの	<input type="checkbox"/> 印鑑（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証

介護保険の負担割合証を持っていた

手続き 介護保険負担割合証の返却または破棄

手続き詳細	期 限
介護保険負担割合証を交付されていた場合は返却または破棄してください。	なし
手続き可能な人	ご遺族
問い合わせ先	福祉支援課 ☎ 0980-83-7415
必要なもの	<input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証

介護保険負担限度額認定証を持っていた

手続き 介護保険負担限度額認定証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の負担限度額認定証について、役場の窓口で返却していただく必要があります。	なし
手続き可能な人	ご遺族
問い合わせ先	福祉支援課 ☎ 0980-83-7415
必要なもの	<input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証

6. 子どもに関する手続き

手続き 児童扶養手当の受給申請

手続き詳細	期 限
配偶者が死亡したこと等により、ひとり親家庭等になり、かつ養育している児童が満18歳までの年度末（障がい児は20歳未満）の場合、児童扶養手当を申請することができます。所得制限があり、遺族年金等の受給がある場合は、手当の支給が一部または全部停止となる可能性があります。	なし
手続き可能な人	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証	こども未来課 ☎ 0980-87-0089

20歳未満でひとり親家庭等医療費助成の対象児童である

手続き 母子及び父子家庭等医療費助成の申請

手続き詳細	期 限
配偶者が死亡したことにより、ひとり親家庭等になり、かつ養育している子どもが満18歳の年度末まで（障がい児は20歳未満）の場合、ひとり親家庭等医療費助成を申請することができ、所得が一定の額未満の方について、診療の自己負担分を助成します。	なし
手続き可能な人	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類（申請者のもの） <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 健康保険証（申請者と子ども双方のもの）	こども未来課 ☎ 0980-87-0089

子どもが保育園に入所している

手続き 保育所等の手続き

手続き詳細	期 限
保育所・保育園に登録している世帯構成や住所、氏名に変更があった場合、変更のご連絡が必要になります。	なし
手続き可能な人	
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
こども未来課へお問い合わせください。	こども未来課 ☎ 0980-87-0089

児童手当等を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き① 児童手当の受給者変更・資格喪失等の手続き

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が死亡した場合、今後子どもを養育する方が新たな受給者として申請することができます。 ただし、新しい受給者が公務員の場合は、職場での申請となります。	死亡から 14 日以内
手続き可能な人	
	今後児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 印鑑（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証	こども未来課 ☎ 0980-87-0089

6. 子どもに関する手続き

児童手当等を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き② 児童扶養手当の受給者変更・資格喪失等の手続き

手続き詳細	期 限
児童扶養手当の受給者が死亡した場合、今後児童を養育する方が新たな受給者として申請することが出来ます。所得制限があり、年金等の受給がある場合は、手当の支給が一部または全部停止となる可能性があります。また申請する方が児童の父母ではない場合は、申請時に養育申立書が必要となりますので、事前にお問い合わせください。	死亡から 14 日以内
手続き可能な人	
ご遺族	
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 印鑑（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書	こども未来課 ☎ 0980-87-0089

手続き③ 特別児童扶養手当の受給者変更・資格喪失等の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続となります。	なし
手続き可能な人	
今後児童を養育する方	
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 印鑑（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類（申請に関係する全ての方のもの） <input type="checkbox"/> 死亡診断書 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（ご遺族のもの）	こども未来課 ☎ 0980-87-0089

児童手当等を受給していた

(児童が亡くなられた場合)

手続き④ 児童手当の受給事由消滅届

手続き詳細	期 限
児童手当の対象児童が亡くなられた場合、受給事由消滅届を提出してください。ただし、故人のほかに児童手当の対象児童がいる場合は、額改定届(減額)の提出となります。	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
□ 本人確認書類(ご遺族のもの)	こども未来課
□ 死亡診断書	☎ 0980-87-0089

手続き⑤ 児童扶養手当の受給事由消滅届

手続き詳細	期 限
児童手当の対象児童が亡くなられた場合、受給事由消滅届を提出してください。ただし、故人のほかに児童手当の対象児童がいる場合は、額改定届(減額)の提出となります。	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
□ 本人確認書類(ご遺族のもの)	こども未来課
□ 死亡診断書	☎ 0980-87-0089

手続き⑥ 特別児童扶養手当の受給者変更・資格喪失等の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分があれば請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は金額改定の手続きとなります。	なし
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
□ 印鑑(ご遺族のもの)	こども未来課
□ 特別児童扶養手当証書	☎ 0980-87-0089

6. 子どもに関する手続き

児童扶養手当を受給していた

手続き 母子及び父子家庭等医療費等助成の資格消滅届

手続き詳細	期 限
母子及び父子家庭等医療費助成を受給していた方が亡くなられた場合、資格喪失の手続きが必要です。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 母子及び父子家庭等医療費等助成受給証	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
	こども未来課 ☎ 0980-87-0089

小児慢性特定疾病医療受給者証を受給していた

手続き 小児慢性特定疾病医療受給者証の返還届

手続き詳細	期 限
受給権者が亡くなられた場合、小児慢性特定疾病医療受給者証の返還が必要となります。	すみやかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病医療受給者証	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
	八重山保健所 ☎ 0980-82-3240

子ども医療費受給資格証を交付していた

手続き 子ども医療費受給資格証の返却

手続き詳細	期 限
子ども医療費受給資格証を交付していた児童が亡くなられた場合、その児童の受給券は死亡日をもって失効となりますので、返納してください。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 印鑑（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 子ども医療費受給資格証	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
	こども未来課 ☎ 0980-87-0089

7. 福祉(障がい)に関する手続き

身体障がい者手帳を持っていた

手続き 身体障がい者手帳の返却

手続き詳細	期 限
身体障がい者手帳をお持ちの方については、手帳の返還が必要です。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 身体障がい者手帳	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 療育手帳	こども未来課 ☎ 0980-87-0089

療育手帳を持っていた

手続き 療育手帳の返還

手続き詳細	期 限
療育手帳をお持ちの方については、手帳の返還が必要です。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 療育手帳	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 精神障がい者保健福祉手帳	こども未来課 ☎ 0980-87-0089

精神障がい者保健福祉手帳を持っていた

手続き 精神障がい者保健福祉手帳の返却

手続き詳細	期 限
精神障害がい者保健福祉手帳をお持ちの方については、手帳の返還が必要です。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 精神障がい者保健福祉手帳	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 精神障がい者保健福祉手帳	こども未来課 ☎ 0980-87-0089

7. 福祉(障がい)に関する手続き

特別障がい者手当を受給していた

手続き 特別障がい者手当の受給資格者の喪失届・未支払手当請求書

手続き詳細	期 限
特別障がい者手当を受給されていた方の死亡に伴い、資格の喪失届を出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受取ることができます。	死亡から14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 印鑑(ご遺族のもの) <input type="checkbox"/> 戸籍謄本(亡くなったことが分かるもの) <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類(ご遺族のもの) <input type="checkbox"/> 身体障がい者手帳	ご遺族
問い合わせ先	こども未来課 ☎ 0980-87-0089

障がい児福祉手当を受給していた

手続き 障がい児福祉手当の受給資格者の死亡届

手続き詳細	期 限
障がい児福祉手当を受給されていた方の死亡に伴い、死亡届を出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受取ることができます。	死亡から14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 印鑑(ご遺族のもの) <input type="checkbox"/> 戸籍謄本(亡くなったことが分かるもの) <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類(ご遺族のもの)	ご遺族
問い合わせ先	こども未来課 ☎ 0980-87-0089

重度心身障がい者の医療費受給者証を持っていた

手続き 重度心身障がい者医療費受給資格証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度障がい者医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。	死亡から14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 重度心身障がい者医療費受給資格証	ご遺族
問い合わせ先	こども未来課 ☎ 0980-87-0089

自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を持っていた

手続き　自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返却

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。	なし
自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証	こども未来課 ☎ 0980-87-0089

障がい者扶養共済制度に加入していた

手続き　障がい者扶養共済制度の弔慰金支給請求

手続き詳細	期　限
1年以上加入した後、加入者の生存中に障がいのある方が亡くなられた場合、加入期間に応じて弔慰金が支給されます。	なし
必要なもの	手続き可能な人 保護者
<input type="checkbox"/> 印鑑（保護者のもの） <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 障がい者扶養共済制度年金証書 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（保護者のもの）	八重山福祉事務所 ☎ 0980-82-2330

7. 福祉（障がい）に関する手続き

在宅看取り及び町内の高齢者施設でお亡くなりになった方

手続き 在宅看取り支援事業助成金申請

手続き詳細	期 限
竹富町内でお亡くなりになられた場合に火葬のために遺体を搬送した際の渡航費の一部（片道分の半額）を親族等に助成いたします。	なし
手続き可能な人	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 搬送に要した費用の領収書（傭船・定期船）	福祉支援課 ☎ 0980-83-7415

----- MEMO -----

8. 税金に関する手続き

普通自動車を持っていた

手続き 普通自動車の名義変更手続き（相続）

手続き詳細	期 限
普通自動車の所有者が亡くなられた場合には、相続人に名義を変更する必要があります。相続人に名義を変更する手続きや必要な持ち物は相続人の人数などによって異なるため、運輸支局にご相談することをお勧めします。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 被相続人の戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 自動車検査証 <input type="checkbox"/> 車庫証明書 <input type="checkbox"/> 遺産分割協議書 <input type="checkbox"/> 代表相続人の印鑑証明書 <input type="checkbox"/> 代表相続人の実印	ご遺族 問い合わせ先 沖縄総合事務局 八重山運輸事務所 ☎ 0980-82-4772

軽自動車を持っていた

手続き 軽自動車の名義変更手続き（相続）

手続き詳細	期 限
軽自動車の所有者が亡くなられた場合には、相続人に名義を変更する必要があります。相続人に名義を変更する手続きや必要な持ち物は相続人の人数などによって異なるため、軽自動車検査協会にご相談することをお勧めします。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本（写しも可） <input type="checkbox"/> 自動車検査証 <input type="checkbox"/> 車庫証明書（必要に応じて） <input type="checkbox"/> 名義変更申請書 <input type="checkbox"/> 住民票の写し（マイナンバーの記載がなく、3カ月以内のもの）	ご遺族 問い合わせ先 軽自動車検査協会 沖縄事務所 八重山分室 ☎ 050-3816-3128

8. 税金に関する手続き

原付バイクを持っていた

手続き 原付バイクの廃車手続き

手続き詳細	期 限
原付バイクの所有者が亡くなられた場合、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要です。	名義変更・廃車は死亡から15日以内
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 原付バイクのナンバープレート	税務課 0980-83-4861

126~250ccのバイク（軽二輪）を持っていた

手続き 軽二輪の廃車手続き

手続き詳細	期 限
排気量126~250ccのバイク（軽二輪）を使用しなくなったときや所有者が死亡したときなどは、軽自動車届出済証を返納する手続きが必要となります。	なし
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 軽自動車届出済証 <input type="checkbox"/> 軽二輪のナンバープレート	沖縄総合事務局 八重山運輸事務所 0980-82-4772

250cc超のバイク（小型二輪）を持っていた

手続き 小型二輪の廃車手続き

手続き詳細	期 限
排気量250cc超のバイク（小型二輪）は、所有者が死亡したときなど利用しなくなった場合には、自動車検査証を返納する手続きが必要となります。	なし
手続き可能な人	
ご遺族	
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 自動車検査証 <input type="checkbox"/> 小型二輪のナンバープレート	沖縄総合事務局 八重山運輸事務所 ☎ 0980-82-4772

小型特殊自動車を持っていた

手続き 小型特殊自動車の廃車手続き

手続き詳細	期 限
小型特殊自動車の所有者が亡くなられた場合、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要です。	名義変更・廃車は死亡から15日以内
手続き可能な人	
どなたでも可	
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 小型特殊自動車のナンバープレート	税務課 ☎ 0980-83-4861

8. 税金に関する手続き

資産がある

手続き① 不動産の所有権移転登記申請

手続き詳細	期 限
相続により不動産の所有者の名義等が変更になる場合には、法務局にて不動産の登記を行う必要があります。相続の内容によって提出書類や手続きの流れが異なります。	なし
手続き可能な人	
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
法務局へご確認ください。	那覇法務局石垣支局 ☎ 0980-82-2004

手続き② 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
法務局での相続登記が完了するまでの間、固定資産に関する通知等の代表者や送付先を指定する手続きが必要となります。ここで設定された相続人代表者は、相続人登記や名義変更が完了するまで有効となります。	概ね 3か月
手続き可能な人	
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 相続人であることがわかる書類 <input type="checkbox"/> 印鑑	税務課 ☎ 0980-83-4861

代表として固定資産を共有していた

手続き① 固定資産税の相続人代表者の指定届出

手続き詳細	期 限
固定資産の所有者が亡くなられた場合、相続を受ける人のうち1名を代表として選び、届出をする必要があります。ここで設定された相続人代表者は、相続人登記や名義変更が完了するまで有効となります。	なし
手続き可能な人	
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑	税務課 ☎ 0980-83-4861

手続き② 固定資産の共有代表者の変更届

手続き詳細	期 限
固定資産を複数人で共有していて、代表者を変更する場合には、市区町村に対し変更の届出が必要となります。	なし
手続き可能な人	
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 共有代表者指定届	税務課 ☎ 0980-83-4861

8. 税金に関する手続き

住民税・固定資産税・軽自動車税が課されていた

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に税が課税されている場合、納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。 相続人のうち、どなたが相続人の代表者になられるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。	概ね 3か月
※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、役所が相続人代表者を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。	手続き可能な人 相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先 税務課 ☎ 0980-83-4861
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 相続人であることがわかる書類 <input type="checkbox"/> 印鑑	

未登記の家屋を所有していた

手続き 未登記家屋所有者変更届

手続き詳細	期 限
法務局に登記していない未登記の家屋については、各市町村へ所有者の変更届が必要となります。	概ね 3か月
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先 税務課 ☎ 0980-83-4861
<input type="checkbox"/> 未登記家屋所有者変更届	

9. 町営住宅に関する手続き

町営住宅の入居名義人だった

手続き① 退去する場合

手続き詳細	期 限
名義人が亡くなられた場合、退居または名義変更の手続きが必要になります。手続きをされないと、居住されていなくても家賃は発生しますので、必ずお手続きをお願いいたします。また、退去日までに残留物の全撤去、住居設備の原状回復・修繕をお願いします。	すみやかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 町営住宅明渡届 <input type="checkbox"/> 敷金還付請求書 <input type="checkbox"/> 退去立会検査調書(署名・捺印のみ) <input type="checkbox"/> 還付金振込口座のコピー	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
	まちづくり課 ☎ 0980-82-1107

手続き② 名義変更する場合

手続き詳細	期 限
名義人の死亡後も、名義人と同居していた者が町営住宅に住み続ける場合、名義変更の手続きが必要となります。	すみやかに
また、場合によっては家賃引落し口座の変更手続きも必要となります。	手続き可能な人
必要なもの	問い合わせ先
【名義変更の手続き】 <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 町営住宅入居者名義変更申請書 <input type="checkbox"/> 請書 <input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> 印鑑証明書	まちづくり課 ☎ 0980-82-1107
【家賃引落し口座の変更】 <input type="checkbox"/> 各金融機関で手続き	

9. 町営住宅に関する手続き

町営住宅の同居人だった

手続き 異動届の提出

手続き詳細	期 限
死亡により町営住宅に入居している同居人が死亡された場合は「町営住宅同居者異動届」の提出が必要となります。 同居者の増減等によって、家賃が変更となる場合がありますので、入居者の変更がある場合は速やかに届出をお願いいたします。 また、お亡くなりになった同居人が家賃を支払いしていた場合、家賃引落し口座の変更手続きも必要となります。	すみやかに
必要なもの	問い合わせ先
【町営住宅に同居者異動届】 <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 町営住宅同居者異動届	まちづくり課 ☎ 0980-82-1107
【家賃引落し口座の変更】 <input type="checkbox"/> 各金融機関で手続き	

町営住宅に入居している親族・友人の家賃保証人であった

手続き 保証人の変更

手続き詳細	期 限
お亡くなりになられた方が、町営住宅の連帯保証人であった場合、まちづくり課または主債務者（亡くなられた方が保証人となり現在町営住宅に入居している方）に連絡をとり、連帯保証人の解除または変更手続きを行う必要があります。	すみやかに
必要なもの	問い合わせ先
【連帯保証人の名義を変更する場合】 <input type="checkbox"/> 連帯保証人変更届 <input type="checkbox"/> 連帯保証人調書 <input type="checkbox"/> 連帯保証人の住民票 <input type="checkbox"/> 連帯保証人の印鑑証明書 <input type="checkbox"/> 連帯保証人の所得課税証明書	まちづくり課 ☎ 0980-82-1107

10. 上下水道に関する手続

上下水道を使用していた

手続き 名義変更または閉栓

手続き詳細	期 限
名義人が亡くなられた場合、名義変更または閉栓の手続きが必要になります。手続きをされないと、水道を使用していなくても基本料金は発生しますので、必ずお手続きをお願いいたします。	30日以内
手続き可能な人	
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 引き落とし口座のキャッシュカード（新たに口座引き落としを希望される場合）	上下水道課  0980-83-3732

----- MEMO -----

11. その他の手続き

犬を飼っていた

手続き 犬の登録事項変更等届出書の提出

手続き詳細	期 限
町役場で登録を受けた犬の登録事項（所有者住所、所有者氏名、犬の所在地）の変更を届出するものです。	飼い主が死亡して30日以内
手続き可能な人	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 犬の情報が分かるもの（鑑札番号、駐車済票番号）	まちづくり課 ☎ 0980-82-1107

猫を飼っていた

手続き 猫の登録変更の届出

手続き詳細	期 限
町役場で登録を受けた猫の登録事項（飼い主の住所、飼い主の氏名、猫の飼養場所）の変更を届出するものです。	飼い主が死亡して 30 日以内
手続き可能な人	ご遺族または新たな飼い主
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 竹富町猫飼養登録証 ※書類がない場合は、マイクロチップを読み込んで登録情報を確認する必要があります。 <input type="checkbox"/> 竹富町猫飼養登録の変更・抹消申請書	自然観光課 ☎ 0980-83-1306

ふるさと応援奨学生を受給していた

手続き ふるさと応援奨学生、奨学金の返還免除手続き

手続き詳細	期 限
奨学金の返還を求められた者が死亡した場合は、免除申請手続きが必要になります。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 死亡診断書 <input type="checkbox"/> 家庭状況書（様式第10号） <input type="checkbox"/> 免除対象者の所得証明書 <input type="checkbox"/> 印鑑（ご遺族のもの）	ご遺族 問い合わせ先 教育委員会 総務課 ☎ 0980-87-6255

家財整理をしたい

手続き リサイクルセンター等へのごみ搬入

手続き詳細	期 限
ごみが多量、すぐに処分したい場合などは、持ち込み処分ができます。（自己搬入） ○リサイクルセンター 稼働日：月曜日～土曜日 時 間：午前9:00～12:00 午後13:00～16:00 ○焼却炉施設（西表島以外） 稼働日：月曜日～土曜日 時 間：午前10:00～12:00 午後13:00～16:00	事前に担当課への予約が必要になります。 →施設の稼働時間内であれば、当日でも予約が可能ですが、土曜日に搬入したい場合は金曜日までに予約を済ませてください。 （土曜日は役場が閉庁しているため） ※西表島以外の焼却炉施設への自己搬入は、管理人との調整が必要になるため、ご希望の日に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。
必要なもの	手続き可能な人
一	基本的にご親族の方 問い合わせ先 まちづくり課 ☎ 0980-82-1107

11. その他の手続き

竹富町観光案内人条例に基づく免許状等を有していた

手続き 自然観光事業の廃業等の届出、変更申請等

手続き詳細	期 限
竹富町観光案内人条例に基づく免許状、観光ガイド免許証等を有していた方が亡くなられた場合、廃業等の届出、変更の申請、観光ガイド免許証の返納等の手続きが必要となる場合があります。	遅滞なく
	手続き可能な人
	事業継承者、ご遺族等 (手続きによる)
必要なもの	問い合わせ先
手続きごとに異なりますので、自然観光課へご確認ください。	自然観光課 ☎ 0980-83-1306

全国農業新聞を購読していた

手続き 全国農業新聞中止票又は全国農業新聞購読申込書

手続き詳細	期 限
全国農業新聞を購読されていた方が亡くなられた場合は購読の中止又は購読者名義の変更手続きが必要です。	概ね1ヶ月以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 預貯金通帳(ご遺族のもの) <input type="checkbox"/> 通帳お届け印(ご遺族のもの)	農業委員会 ☎ 0980-82-3116

農地の相続が発生した

手続き 農地の権利を取得した届出

手続き詳細	期 限
相続により農地の権利（所有権または賃借権など）を取得した場合は届出が必要です。	概ね10か月以内
手続き可能な人	農地の権利を取得した方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 登記完了証または全部事項証明書 <input type="checkbox"/> 印鑑（農地の権利を取得した方）	農業委員会 ☎ 0980-82-3116

町有地を借りていた

手続き 返地または名義変更

手続き詳細	期 限
町有地を借りていた方が亡くなられた場合、返地または名義変更の手続きが必要です。	すみやかに
手続き可能な人	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 住民票（名義変更される方のもの）	財政課 ☎ 0980-83-3141

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p>【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号</p> <p>【手続き先】 故人の勤務先を所管する社会保険事務所</p> <p>【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。</p>

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。

なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業など届出書	1ヶ月以内	→税務署に提出します。 石垣税務署 ☎ 0980-82-3074
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年3月15日まで	

MEMO

お墓の経営・改葬・廃止の手続きについて

経営（新設）

お墓を設置しようとする方は、「墓地、埋葬等に関する法律 第10条第1項」及び竹富町墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則に基づき竹富町の許可を受けなければなりません。

お墓を設置場所や構造の条件については、担当課へお問い合わせください。

▼必要書類

墓地の経営許可申請書（様式第1号）

※添付書類

多数あるため、担当課へお問い合わせください。

改装

1 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から下記の書類を発行してもらいます。（個人墓へ改葬する場合は不要です。）

- 受入証明書（受け入れるすべての方の遺骨の氏名が明記されたもの。原本のみ。写し不可。）

2 埋葬証明証を発行

現在、埋葬されている墓地の管理者から、埋葬証明書を発行してもらいます。（個人墓の場合は不要です）

3 改葬許可証の受け取り

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続きです。

※散骨や手元供養の場合は不要なことが多いですが、念のため事前に確認しておきましょう。

▼必要書類

改葬許可申請書（様式あり）

※添付書類

- 受入証明書・埋葬証明書・改葬する遺骨の方の死亡年月日が確認できる公の証明書（戸籍謄本）
- 付近見取図（改葬前の墓地） 様式任意

▼申請書等の提出先（許可証の受取先）

担当課に提出し、改葬の申請を行って改葬許可証を受け取ります。

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。

廃止

お墓に入っている遺骨の改葬先を確保し、改葬許可証を受け取ったあとに廃止の手続きができます。

▼必要書類

廃止許可申請書（様式第3号）

※添付書類

当該墓地等の使用者の廃止に同意する旨の署名・改葬計画書又は改葬が完了していることを証する書類（改葬許可証のコピー）

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先	
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続き	八重山警察署 ☎ 0980-82-0110	
恩給を受給していた	<input type="checkbox"/>	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400	
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関	
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店	
損害保険など	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店	
国税	<input type="checkbox"/>	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 石垣税務署 ☎ 0980-82-3074	
不動産登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋などの所有者 移転(相続)登記など	那覇地方法務局石垣支局 ☎ 0980-82-2004	
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	各契約会社	
固定電話、携帯電話	<input type="checkbox"/>	契約継承、解約		
インターネット	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約		
電気・ガス	<input type="checkbox"/>			
ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/>			
NHK 受信料	<input type="checkbox"/>		☎ 0120-15-1515	

*手続きに必要な書類の中には、役場で発行できるもの(戸籍・住民票・税関係証明書)が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、役場にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

銀行口座凍結時の解除の方法

チェックリスト

各種手続き

町役場外の主要な手続き

相続について

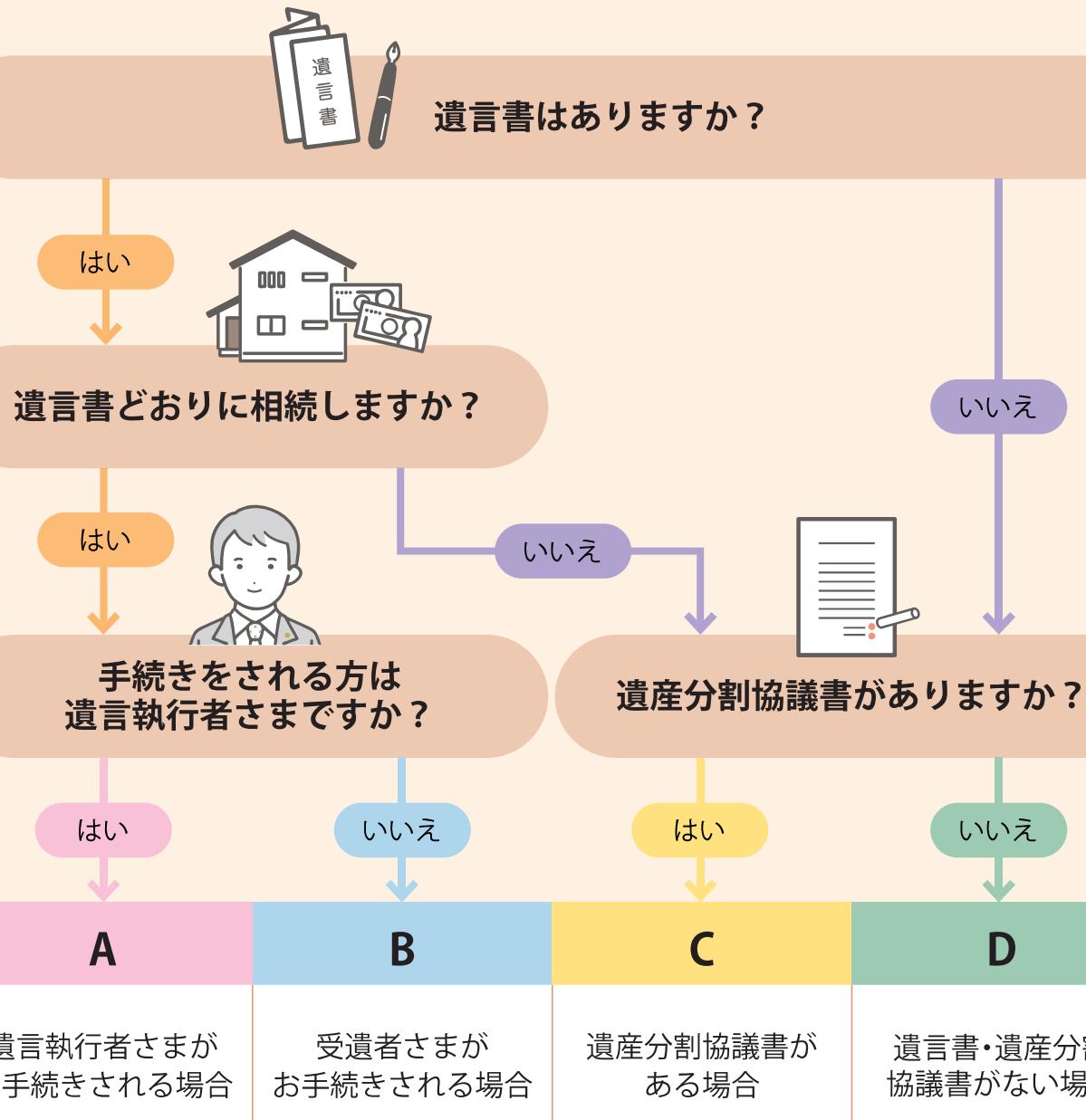
委任状

口座凍結解除の大まかな流れ

1. 金融機関窓口に口座凍結解除依頼
2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問い合わせください

必要書類の準備



代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人(故人)の通帳・証書、キャッシュカード等	ご遺族
全員	被相続人(故人)の戸籍謄本	市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合：遺言執行者分 ・遺言書がない場合：相続人全員分	市区町村
A B	遺言書(原本)	ご遺族
A B	検認調書または、検認済証明書(原本) ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書(原本)	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村
D	相続関係届出書 (金融機関により名称が異なります)	各金融機関

MEMO

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

町役場外の主な手続き

相続について

委任状

項目	期日	備考
<input type="checkbox"/> 相続人の調査・確定		相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input type="checkbox"/> 遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/> 遺言書の検認	速やかに	法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/> 相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄せ帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
<input type="checkbox"/> 遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input type="checkbox"/> 相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	期日	備考
<input type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。
<input type="checkbox"/>	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ $3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$

MEMO

家系図（3親等内の親族）

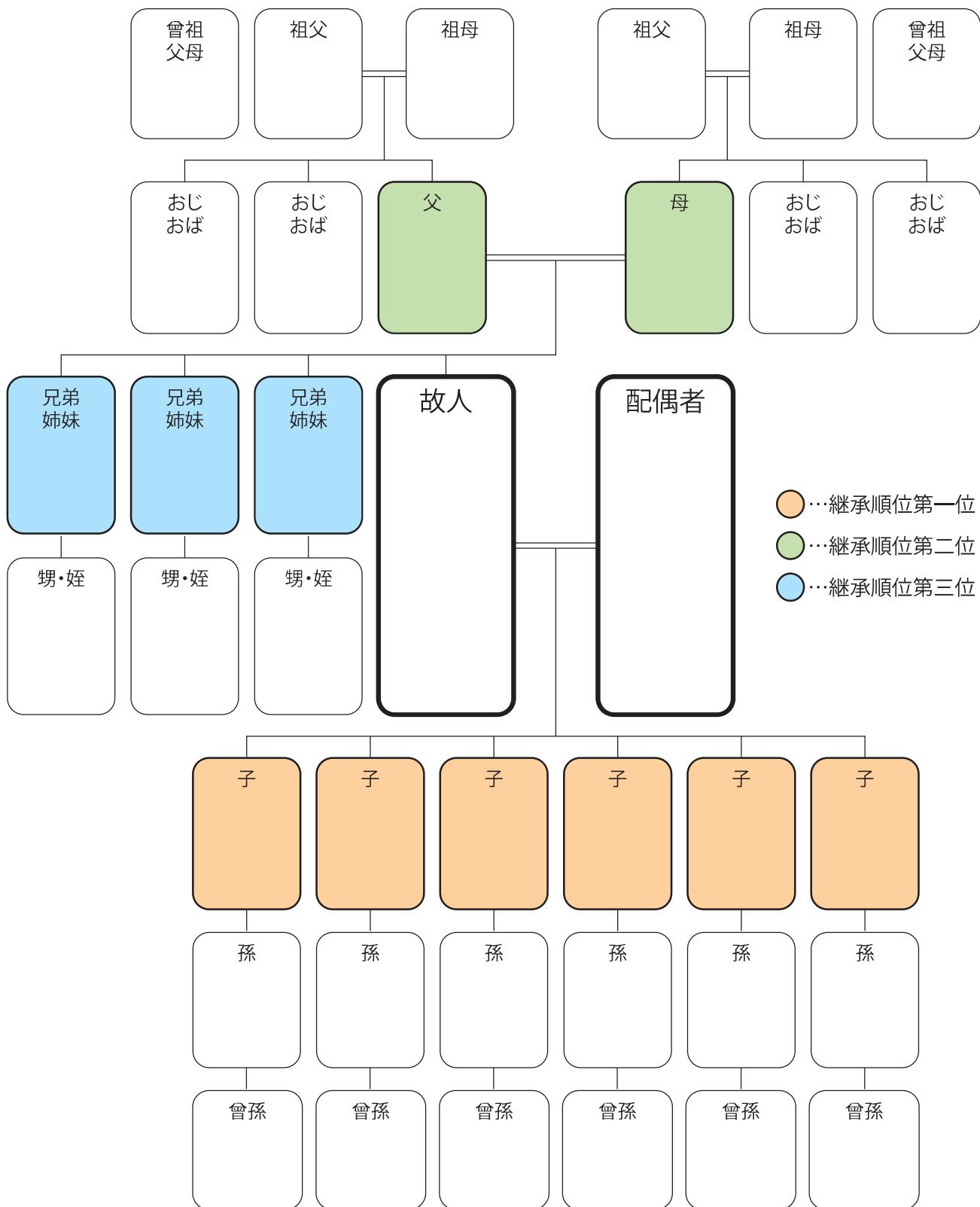
チェックリスト

各種手続き

町役場外の主要な手続き

相続について

委任状



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

	所在地	名義人	持ち分	備 考
不動産				
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所など	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号など	受給金額	備 考
その他				

チェックリスト

各種手続き

町役場外の主な手続き

相続について

委任状

令和6年
4月1日から

所有者不明土地の解消に向けて

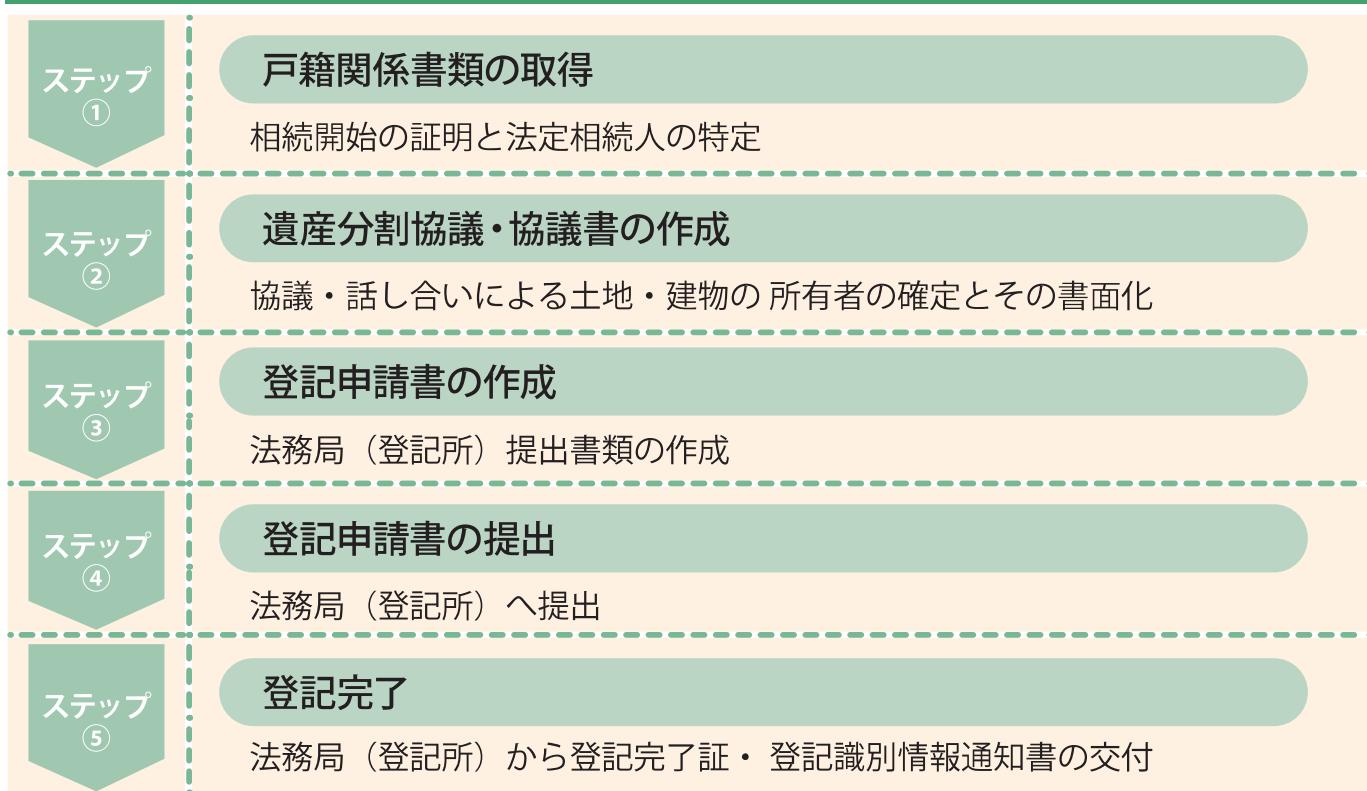
不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**
しなければなりません。正当な理由がなく**義務に**
反した場合、10万円以下の過料の対象となります。

相続登記の申請の流れ

▶ 遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、
次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。



- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。
相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願ひいたします。
相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

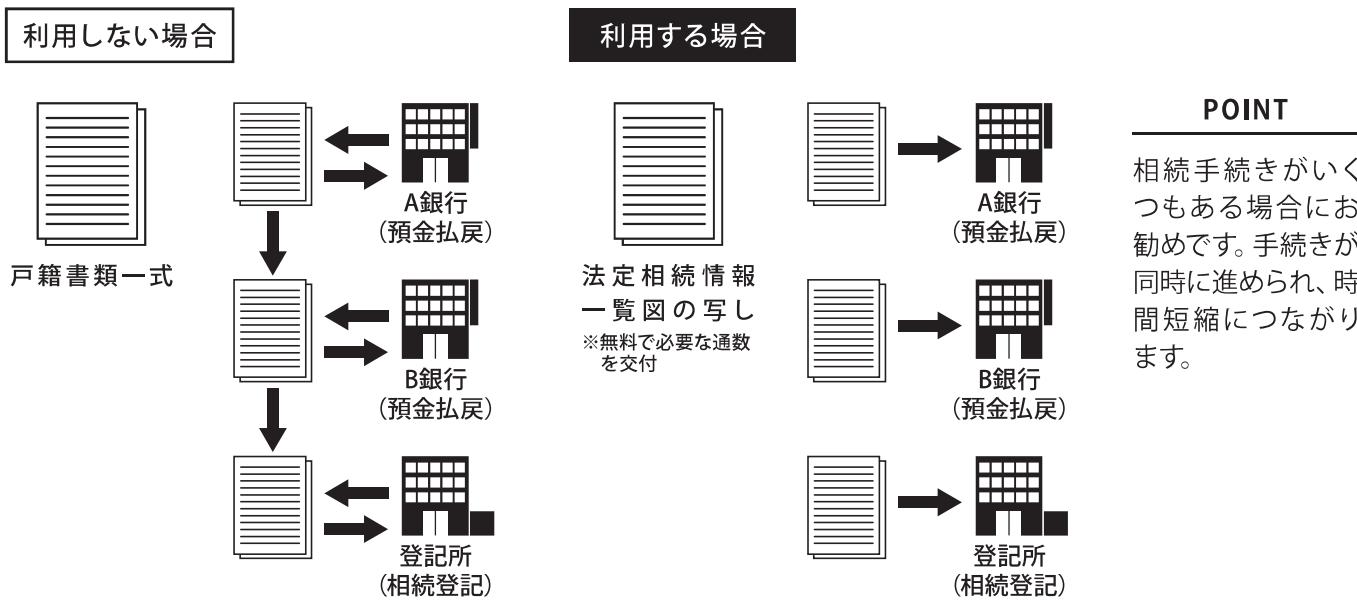
あなたの手続きを応援します！

法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度



制度の概要

①申出（法定相続人または代理人）

- 市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
- 法定相続情報一覧図を作成します。
- 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



②確認・交付（登記所）

- 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



③利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

委任状

代理人

住所 _____

(方書・部屋番) _____

氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 生

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項]

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

委任者

住所 _____

(方書・部屋番) _____

氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 生

電話番号 _____ - _____ - _____

(宛先)竹富町長

※委任事項は、どなたの何の手続を委任するか、具体的に記載してください。

(例)○山○子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること

※日付を必ず記載してください。

※委任者本人が必ず署名してください。

2024年4月1日から相続登記義務化スタート!

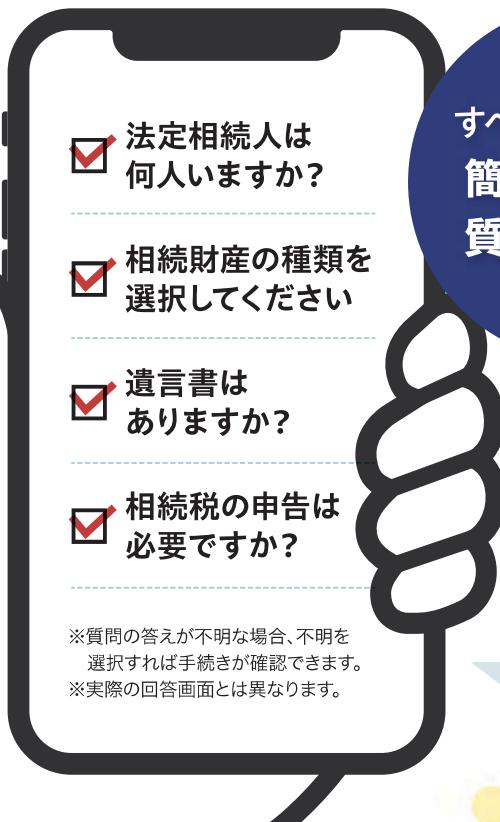
スマホ・パソコンで
ご葬儀後の必要な相続手続きがすぐわかる!



オンライン 1分無料診断



簡単かつ迅速にあなたの相続手続きに関する状況を診断することができます!
まずは無料診断で、早めの対策を始めてみましょう!



すべて1クリック!
簡単な**4つ**の
質問でわかる!

1分で
わかる!

こんな方におすすめ!

- 相続手続きが初めての方
- 必要な書類や手手続きを知りたい方
- 専門家のサポートが欲しい方

▶オンライン1分無料診断はこちらから!

<https://www.i-sozoku.com/> いい相続 1分診断



通話料無料

0120-992-467

受付時間

平日 9:00~19:00 / 休日 9:00~18:00

運営元:株式会社鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1兼松ビルディング3階

発 行 竹富町役場
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発 行 年 2024年8月